

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(総務省)

事業名	緊急消防援助隊の機能強化		担当部局庁	消防庁	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	応急対策室 防災情報室 参事官室	室長 高橋 哲郎 室長 白石 暢彦 参事官 深澤 良信	
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ—4 消防防災体制の充実強化		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消防組織法第50条		関係する計画、通知等	東日本大震災からの復興基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	大規模災害や特殊災害発生時において、消防庁長官の指示等に基づき出動する緊急消防援助隊の対応力を強化するために必要な設備について、消防組織法第50条に基づき国が整備し、地方公共団体に無償で使用させるもの。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災の教訓を踏まえ、「後方支援体制の充実強化」、「通信基盤の充実強化」及び「機動力の向上」の観点から緊急消防援助隊の大規模災害や特殊災害への対応力を強化するため、国有財産等の無償使用制度(消防組織法第50条)を活用して、以下の設備を整備するもの。 資機材搬送車、人員輸送車、燃料補給車、支援車1型、無線中継車、重機(搬送車両含む)、全地形型軌道車(搬送車両含む)、大規模震災用高度救助車 等					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	2,603	8,440	—	5,558	16,601	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標	単位	23年度活動見込
	本事業で整備する設備等は、大規模災害・特殊災害発生時における被害の軽減を図るものであり、定量的な成果目標を示すことができない。	—	—	—	整備団体数	団体
活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の果積に係る見込み</small>						
単位当たりコスト	22.7百万円		算出根拠	5,558百万円/(最大)245団体 ※同一の団体に交付された場合は、整備団体数は減少する。		
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。			「復興への提言」第4章 開かれた復興(5)災害に強い国づくり ②今後の地震・津波災害への備え及び「東日本大震災からの復興の基本方針」5 復興施策(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え(v)に該当がある。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			本事業で整備する設備は、東日本大震災において緊急消防援助隊として活動した消防機関から寄せられた意見を踏まえたものであることから、今後発生が予想される大規模災害等に備えるため、全国的な見地からニーズがあり、優先度の高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			本事業で整備する設備は、東日本大震災のような大規模災害発生時に使用するものであり、地方公共団体が自主的に整備することは考えにくいことから、国が整備することが最も効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			本事業で整備する設備は、大規模災害等発生時における被害の軽減に寄与するものであり、費用対効果を検証することは難しいが、消防組織法第50条に基づき国が一括して整備し、平素は消防機関が訓練等において使用し災害に備えるものであることから、効率性は高いものである。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			大規模災害等の発生時において、消防庁長官の指示等に基づき出動する緊急消防援助隊の対応力を強化するために必要な設備について、消防組織法第50条に基づき国が整備し、地方公共団体に無償で使用させるものであり、役割分担は明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			本事業は、緊急消防援助隊設備整備補助金による車両の整備や緊急消防援助隊ブロック訓練等と相まって緊急消防援助隊の活動能力を高める取り組みとなっており、他の事業との整合が図れるとともに、計画的に実施されるものである。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			本事業の配備対象となる地方公共団体に対し、既に要望調査を行っており、予算成立後、迅速に執行可能であるとともに、事業の執行については、予算執行に係る各種指針等に従い行うことから、透明性が確保されている。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で果積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。